〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

一 控訴人は、「原判決を取り消す。本件を東京地方裁判所へ差し戻す。」との判決を求め、被控訴人らは、主文と同旨の判決を求めた。

1 公法上の当事者訴訟の被告適格について。行訴法四条は当事者訴訟について見定しているが、「当事者」が何人かについては何も述べていない。一方、同法一一条は、処分取消しの訴えは、処分をした行政庁を被告としなければならないと規定しているが、これは右の訴えな行政についてその違法性を攻撃するものであるにといるが、この当時についてその違法性を攻撃するものであるにとの当事者にとって実際にいるがとした行政庁でありさえずればよく、当事者にとって実際についてもしたのである。すなわち、本件についてみるに、控訴人を場合にもいってある。するがおり、ためである。がおり、ためである国ないし東京都との間の争いではなく、当時に対しているを推列の主体である国ないしました。との世界である。従つて、被告を権利義務の主体である国もしたの根拠は必要ないものと解すべきである。

2 無名抗告訴訟の要件について。

〇、理由

当裁判所も、控訴人の本件訴えは、当番における主張を勘案してもなお不適法であって、却下を免れないものと判断する。そうして、その理由は、原判決一一丁裏八行目「しかしながら、」から同一二丁表初行までを「しかし、そのことから直ちに、控訴人が不利益処分を受けた後では救済を困難ならしめるような回復し難い重大な損害を受ける事情があるものということはできない。」と、同一二丁裏二行目冒頭から同末行までを「べき的確な証拠はないから、本件において、控訴人が不利益処分を受けた後にこれを争う機会を奪われているものとすることはできない。」とそれぞれ訂正するほかは、原判決の理由説示と同一であるから、これを引用する。

してみると、これと同趣旨の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき行訴法七条、民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 川上 泉 橘 勝治 山崎健二)